

ひとり親家庭を応援します

ひとり親家庭等への医療費助成

問 保険年金課 医療年金係 ☎0274-40-2259

18歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母子及び父子、または両親がいない児童が医療機関の窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する制度です。(制度の詳しい要件については、保険年金課までお問い合わせください)

児童扶養手当

問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

児童を養育する家庭のうち、父母の離婚等でひとり親世帯となった家庭や、父または母に重度の障害がある家庭の生活の安定と自立を助けるために支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。(制度の詳しい要件や申請については、子ども課までお問い合わせください)

▶ 受給要件

手当を受けることができる人は次のいずれかの要件に当てはまる18歳になって最初の3月31日までの間にある児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」や「父母に代わって養育している人」です。

なお、児童が心身に一定以上の障害がある場合は、満20歳未満まで手当を受けることができません。(国籍不問)

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害の状態(国民年金1級程度)にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童(未婚の母の子)
- ・父・母ともに不明である児童(孤児など)

— 広 告 —

安心・安全・確実な公正証書

● 養育費 ● 離婚

● 遺言書 ● 任意後見契約 ● 金銭貸借 ● 不動産賃貸借 など

相談は無料です お問合せは▶▶▶ ☎ 0274-64-1075

富岡公証役場 富岡市富岡1477-1 富岡市水道会館1階(富岡市役所西側)

🌱 自立支援教育訓練給付

問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

ひとり親家庭の母または父が就業による自立を図るため、以下の講座を受講する場合に支給されます。必ず受講開始前に相談をしてください。

- ▶対象講座:(1)雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
(2)市長が地域の実情に応じて指定する講座

🌱 高等職業訓練促進費等給付

問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

ひとり親家庭の母または父が以下の資格取得のため就学等する場合、一定期間について母子家庭等高等職業訓練促進費が支給されます。また、就学等修了後は入学支援修了一時金が支給されます。必ず受講開始前に相談をしてください。

- ▶対象資格:(1)看護師 (2)介護福祉士 (3)保育士 (4)理学療法士
(5)作業療法士 (6)准看護師 (7)歯科衛生士 (8)栄養士
(9)美容師 (10)その他市長が認めるもの

🌱 高等学校卒業程度認定試験合格者支援

問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)合格を目指す場合に対象講座の受講費用の一部を助成します。必ず受講開始前に相談をしてください。

🌱 養育費確保支援

問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

ひとり親家庭の母または父が、養育費の取り決めを行う際に公正証書等作成に要する経費について助成します。補助対象となる経費は、公証人手数料令に定められた手数料及び戸籍謄本等添付書類の取得に係る費用の一部です。

詳しい要件と申請方法については、お問い合わせください。

🌱 藤岡市母子会(ひとり親会)

問 母子会事務局 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

藤岡市母子会(ひとり親会)は、ひとり親家庭及び寡婦の方が互いに助け合い、励まし合って誰もがいきいきと暮らせるように活動している団体です。親子の絆や仲間と親睦を深めることを目的として、毎年様々な行事を行っています。

◎過去の行事

・親子縁日 ・社会科見学 ・クリスマスケーキづくり ・みかん狩り 等

▶年会費:1,000円(1家庭)